

医政研発 0430 第 2 号  
令和 2 年 4 月 30 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局  
研究開発振興課長  
(公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び  
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行における  
運用上の留意事項について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 93 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 4 月 30 日付で公布され、同日付で施行されます。

改正省令の内容については「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について」により通知しましたが、改正省令の運用上の留意事項を下記のとおり定め、同日付で適用することとしましたので、ご了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮をお願いします。

記

1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下この 1 において「法」という。）第 3 章関係及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号。以下この 1 において「規則」という。）第 64 条の 2 第 5 項関係

(1) 当分の間、以下に該当する再生医療等に係る審査意見業務を行う場合であって、テレビ会議を行うための環境を有さないなど、対面又はテレビ会議による開催が困難な場合は、「災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再生医療等を提供し、又は変更する必要がある場合」に該当するものとする。

① 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、保健衛生上の

危害の発生又は拡大を防止するため、新たに緊急に提供する必要がある再生医療等

- ② 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、当該事由に対するものに限定はされないが、生命の保護の観点から新たに緊急に提供する必要がある再生医療等
- ③ 既に提供している再生医療等であって、保健衛生上の危害の拡大を防止するため、あるいは生命の保護の観点から、緊急で提供計画を変更せざるを得ない再生医療等

(2) 書面により審査等業務を行う場合においては、委員の出席を書面による確認に代えることができるのみであり、規則第 63 条、第 64 条及び第 65 条第 2 項の規定を含め、そのほかの法及び規則で定める要件を満たす必要があることに留意すること。例えば、以下に留意すること。

- ① 規則第 63 条及び第 64 条に掲げる要件を満たした委員全員から意見を聴く必要があること。
- ② 新規の再生医療等提供計画の審査等業務においては、技術専門員からの評価書を確認する必要があること。
- ③ 再生医療等提供計画の変更の審査等業務においては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴く必要があること。
- ④ 結論を得るに当たっては、原則として、意見を聴いた委員の全員一致をもって行うよう努めること。ただし、意見を聴いた委員全員の意見が一致しないときは、意見を聴いた委員の過半数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とすることができること。特に一般の立場の者である委員の意見を聴くよう配慮すること。

(3) 書面による審査等業務については、(2) を満たした上で、持ち回りによるメール等で委員の意見を聞くことを含むものであること。なお、この場合、審査等業務に関する規程にあらかじめ定める方法により、実施することが望ましい。

(4) 認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項について結論を得なければならない。この場合、法第 20 条第 1 項に規定する定期報告までに、当該再生医療等に係る最新の科学的知見を反映させ、安全性が確保された再生医療等を提供することを目的として、対面による審査等業務が可能になった段階で、速やかに意見を述べること。

2. 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 3 章関係

(1) 臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号。以下「規則」という。）第 66 条第 4 項第 5 号関係

「災害その他やむを得ない事由」とは、感染症などの発生時において、対面による開催が困難であって、かつ、テレビ会議を行うための環境を有さない場合をいう。

(2) 規則第 80 条第 6 項関係

① 当分の間、以下に該当する臨床研究に係る審査意見業務を行う場合であって、テレビ会議を行うための環境を有さないなど、対面又はテレビ会議による開催が困難な場合は、「災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は臨床研究の対象者の保護の観点から、緊急に臨床研究を実施し、又は実施計画を変更する必要がある場合」に該当するものとする。

- (ア) 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため、新たに緊急に実施する必要がある医薬品等の臨床研究
- (イ) 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、当該事由に対するものに限定はされないが、生命の保護の観点から新たに緊急に実施する必要がある医薬品等の臨床研究
- (ウ) 既に実施している臨床研究であって、保健衛生上の危害の拡大を防止するため、あるいは生命の保護の観点から、緊急で実施計画を変更せざるを得ない臨床研究

② 書面により審査を行う場合においては、委員の出席を書面による確認に代えることができるのみであり、第 80 条第 1 項及び第 2 項並びに第 82 条の規定を含め、そのほかの法及び規則で定める要件を満たす必要があることに留意すること。例えば、以下に留意すること。

- (ア) 規則第 66 条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる要件を満たした委員全員から意見を聞く必要があること。
- (イ) 新規の実施計画の審査意見業務においては、技術専門員からの評価書を確認する必要があること。
- (ウ) 実施計画の変更の審査意見業務においては、必要に応じ、技術専門員の意見を聞く必要があること。
- (エ) 結論を得るに当たっては、原則として、意見を聴いた委員の

全員一致をもって行うよう努めること。ただし、意見を聴いた委員全員の意見が一致しないときは、意見を聴いた委員の過半数の同意を得た意見を当該認定臨床研究審査委員会の結論とすることができること。

- ③ 書面による審査意見業務については、②を満たした上で、持ち回りによるメール等で委員の意見を聞くことを含むものであること。なお、この場合、審査意見業務に関する規程にあらかじめ定める方法により、実施することが望ましい。
- ④ 認定臨床研究審査委員会は、後日、当該特定臨床研究の実施に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項について結論を得なければならぬ。この場合、法第17条第1項に規定する定期報告までに、当該特定臨床研究に係る最新の科学的知見を反映させ、安全性が確保された特定臨床研究を実施することを目的として、対面による審査等業務が可能になった段階で、速やかに意見を述べること。